印鑑登録の手続

1. 本人が申請する場合 2. 代理人が申請する場合 3. すぐに印鑑証明が必要な場合 代理人 本人 本人 お持ちいただくもの(本人来庁 お持ちいただくもの(代理人 本人が窓口にこ 時) 来广時) られる場合のみく •登録申請印鑑 •登録申請印鑑 窓口 窓口 窓口 •本人確認書類 ·委任状(代理権授与通知書) 市役所市民課 市役所市民課 市役所市民課 代理人の本人確認書類 お持ちいただくもの 照会書の郵送 印鑑登録申請の意思確認のため、照会書(回答書) (回答書) •登録印鑑 を転送不要、簡易書留便で送付します。 回答書の有効期限は1か月です。 ・官公署が発行した顔写真 期限を過ぎると、再申請が必要です。 本人の自宅 付きの本人確認書類 (例:マイナンバーカード、運 窓口 転免許証、パスポート、身 お持ちいただくもの(代理人来庁 体障がい者手帳 等) 市役所市民課 お持ちいただくもの(本人来庁 時) 時) 回答書 •回答書 申請者の本人確認書類 本人確認書類は原本・有効期限の 申請者の本人確認書類 •登録申請印鑑 あるものは有効期限内のものを持 •登録申請印鑑 代理人の本人確認書類 参ください。 ・代理人の認め印 印鑑登録証 印鑑登録証 ※印鑑登録証交付の手数料として、300円必要です。 交付(X) 交付(※)